

# 「民族共生の象徴となる空間」基本構想

平成24年7月31日

アイヌ政策関係省庁連絡会議

## 目 次

はじめに.....	2
1. 象徴空間基本構想の位置付け.....	3
2. 象徴空間の意義.....	3
3. 象徴空間の位置等.....	3
4. 象徴空間の機能.....	4
(1) 総論.....	4
(2) 展示・調査研究機能.....	4
(3) 文化伝承・人材育成機能.....	5
(4) 体験交流機能.....	5
(5) 情報発信機能.....	6
(6) 公園機能.....	6
(7) 精神文化尊重機能.....	6
(8) 留意事項.....	7
5. 象徴空間の範囲.....	8
(1) 中核区域.....	8
(2) 関連区域.....	8
(3) 他の法制度等との関係.....	9
(4) 備考.....	10
6. 中核区域の整備に関する方向性.....	11
(1) ポロト湖畔のゾーニング.....	11
(2) ポロト湖畔における主な施設.....	12
(3) ポロト湖畔における既存施設の取扱い.....	13
(4) ポロト自然休養林部分の活用.....	13
(5) 整備手法の在り方等.....	13
7. 中核区域の管理運営に関する方向性.....	15
(1) 管理運営手法の在り方.....	15
(2) 留意事項.....	15
8. 象徴空間に係る理解の促進.....	15
9. 今後の検討に当たって.....	16

## はじめに

平成 19 年 9 月に国際連合総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、平成 20 年 6 月に衆参両院において全会一致で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受けて、内閣官房長官の下に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、アイヌ政策の新たな理念及び具体的な政策の在り方について総合的な検討が行われた。平成 21 年 7 月に取りまとめられた同懇談会の報告書では、アイヌの人々が先住民族であるという認識に基づき今後のアイヌ政策を展開することとし、その主要政策として「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という。）が位置付けられた。

同報告書を受け、アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）の下で開催された「民族共生の象徴となる空間」作業部会（以下「象徴空間作業部会」という。）では、象徴空間の意義、役割、機能等の基本的なコンセプト等について、約 1 年間にわたり検討を行い、平成 23 年 6 月、その結果をアイヌ政策推進会議に報告した。

これを受け、政府では、内閣官房が中心となり、文部科学省、国土交通省等の関係省庁等と連携、協力して、象徴空間の具体化に向けた検討に着手した。

象徴空間は、象徴空間作業部会報告にも示されているとおり、単にアイヌ文化を振興するための空間や施設を整備するというものではなく、我が国の貴重な文化でありながら存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、我が国が将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴という、重要な意義を有する国家的なプロジェクトとして、長期的視点に立って取り組むべき政策である。

象徴空間の早期実現に向けては、象徴空間作業部会報告等を踏まえ、それらが示す将来像を念頭に置きつつ、象徴空間における整備、取組等の方向性を明らかにし、より具体的、詳細な検討に向けた基本方針とするとともに、アイヌの人々をはじめ、広く国民の理解を得るよう努めることが必要である。

こうした問題意識に基づき、平成 24 年 7 月、アイヌ政策推進会議政策推進作業部会から、政府において、「民族共生の象徴となる空間」基本構想（以下「象徴空間基本構想」という。）を早期に取りまとめ、象徴空間に係る検討の一層の具体化に取り組むべきとの報告があったところである。

以上のような背景の下、象徴空間における整備、取組等の基本的方向性を示す象徴空間基本構想を以下のとおり定める。

## 1. 象徴空間基本構想の位置付け

- 象徴空間基本構想は、象徴空間作業部会報告等を踏まえ、象徴空間における整備、取組等の基本的方向性を示すものである。
- また、象徴空間基本構想は、象徴空間における博物館、公園的土地利用等の検討に当たり、その基本的な方針として参照されるべきものである。
- 今後、更なる具体的検討の進展等に応じて、随時改定するものとする。

## 2. 象徴空間の意義

- アイヌ文化の振興や普及啓発については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」という。）の施行から15年が経過し、北海道内各地域を中心に様々な取組が展開され、アイヌ文化伝承活動のすそ野が拡大する等の一定の成果が現れてきている。
- しかし、アイヌ文化の伝承者等が少なくなり、アイヌ語、伝統工芸等存立の危機にある分野が存在するとともに、未だなお、アイヌの歴史、文化等についての国民各層の幅広く十分な理解が得られていないなどの基本的な課題に直面している。
- このような背景を踏まえ、象徴空間は、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進を図るとともに、将来へ向けてアイヌ文化の継承をより確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展に繋げていくための中心的な拠点、過去・現在・未来を通じた複合的意義を有する空間として整備されるものである。

## 3. 象徴空間の位置等

- 象徴空間は、北海道白老町、特に同町ポロト湖畔（ポロト湖南岸の平地部をいう。以下同じ。）を中心とする地域に整備する。
- 象徴空間のアイヌ語による愛称については、公募による決定も含め、今後検討する。



図1：白老町位置図

## 4. 象徴空間の機能

### (1) 総論

- 象徴空間は、アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、長い歴史と自然の中で培われてきたアイヌの文化を多角的に伝承・共有できるよう、美しい景観や豊かな自然を背景に、博物館、伝統的家屋群、現代的工房などの施設を備え、アイヌの人々の心のよりどころとなるとともに、異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなるような空間とする。
- 象徴空間には、ナショナルセンターにふさわしい、総合的かつ高度な取組を集約することを基本としつつ、子供から大人まで、アイヌの世界観、自然観等を学ぶことができるような工夫を図る。

### (2) 展示・調査研究機能

#### ① 機能の概要

##### (ア) アイヌの歴史、文化等の展示

- アイヌの歴史、文化等に初めて触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌの歴史や文化を学び理解する機会を提供するため、アイヌの歴史、文化等を総合的、一体的に紹介する。
- 展示に当たっては、アイヌの歴史、文化等の多様性や、周辺民族との関係性をベースに、山、海、川等におけるアイヌの自然観と精神文化を総合的・一体的に理解できるようなものとし、考古学や自然人類学の視点も取り入れる。
- 北海道内をはじめ各地域の博物館等のネットワークの拠点としての機能を果たす。

##### (イ) 調査研究

- アイヌの社会や文化の形成・発展過程、内容等を明らかにするため、博物館の収蔵品や象徴空間内外の自然空間を研究フィールドとした実践的な調査研究を行う。
- 各研究機関におけるアイヌ関連の研究成果の発表等の機会を積極的に提供すること等により、研究者間の交流を促進する。

##### (ウ) その他

- 象徴空間における研究成果は、展示等を通じて、アイヌの人々を含めた国民に広く還元する。
- 象徴空間の展示・調査研究機能を活用して、アイヌ文化に関する十分な知見を有するキュレーターを育成する。

## ② 今後の検討の在り方

- 展示・調査研究機能の在り方については、当該機能を主として担う博物館の在り方と併せて、文化庁が設置した『『民族共生の象徴となる空間』における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会』において検討する。
- アイヌの歴史を解明するための人類学等の調査研究の在り方については、精神文化尊重機能の在り方を検討する中で別途検討する。

## (3) 文化伝承・人材育成機能

### ① 機能の概要

- 伝統的家屋等の施設や周辺の自然空間を有効に活用し、一年を通じて、様々なアイヌ文化の実践及び伝承、伝承者等の人材育成を実施する。
- 現在、白老地域イオル再生事業の下で実施されている担い手育成事業を充実、強化し、自然空間等のリソースの総合性を活用した、アイヌ文化全般に通暁した文化伝承者の育成に重点を置く。
- また、白老地方（周辺市町村を含む。）を中心とするアイヌ文化伝承活動の拠点として、同地方及び他地域のアイヌの人々が様々な文化伝承活動を行うことができるよう、象徴空間の管理運営に当たり配慮する。
- さらに、アイヌ文化に関するハイレベルな短期集中講座等、短期から長期にわたる滞在型プログラムを提供するなど、期間、レベル、分野等、多様な文化伝承、人材育成のニーズに対応できるようにする。

### ② 今後の検討の在り方

- 文化伝承・人材育成機能の具体的なメニューについては、現在文化伝承・人材育成活動に携わっている有識者や、将来的にこれらの活動を担うこととなる若手アイヌ等の声を聴きつつ、今後詳細に検討し、平成 25 年夏を目途に一定の結論を得る。

## (4) 体験交流機能

### ① 機能の概要

- 伝統的家屋（チセ等）や広場、ポロト湖周辺の豊かな自然等を活用し、古式舞踊、伝統工芸、伝統料理等をはじめとするアイヌ文化の多様な要素を一般の人々が学ぶことができるような体験交流機能を提供する。
- 現在、(財)アイヌ民族博物館や白老地域イオル再生事業等により提供されている体験交流事業を充実、強化する。
- 特に、体験交流メニューの検討、施設整備等に当たっては、アイヌの人々から直接話を聞く機会を設けるなど、いわば「顔の見える交流」を確保できるように留意するとともに、修学旅行生をはじめとする団体旅行者に配慮する。
- アイヌ文化に対する関心や評価を高め、魅力ある新たなアイヌ文化の創造

の基盤を強化するため、国内の他の文化や海外の先住民族文化等との交流を促進する。

## ② 今後の検討の在り方

- 体験交流機能の具体的なメニューについては、現在、各地で体験交流活動に携わっている有識者や、将来的にこれらの活動を担うこととなる若手アイヌ等の声を聴きつつ、今後詳細に検討し、平成 25 年夏を目途に一定の結論を得る。

## (5) 情報発信機能

### ① 機能の概要

- 北海道内を中心とした各地域のアイヌ文化振興の取組に関する情報を発信するなど、アイヌ文化に関する国内外の情報発信の拠点としての機能を果たす。
- 特に、(財)アイヌ文化振興・研究推進機構等関係機関との役割分担を念頭に置きつつ、ホームページを充実させ、アイヌ語を含む多言語で情報を提供するなど、アイヌ文化関連情報のポータルサイトとしての機能を果たす。
- また、広域的な観光情報を提供し、象徴空間来訪者への利便向上を図る。

### ② 今後の検討の在り方

- 情報発信機能は、象徴空間の管理運営主体が提供することを原則として、その具体的な在り方については、象徴空間の管理運営主体の検討を踏まえて検討を行う。

## (6) 公園機能

### ① 機能の概要

- 自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深めるとともに、国内外から訪れる多様な利用者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するため、文化施設の周辺については、豊かな自然を活用した憩いの場等の提供を可能とするような公園的な土地利用を図る。

### ② 今後の検討の在り方

- 公園機能の具体的な在り方については、文化庁における博物館の整備・運営に関する検討を含む象徴空間全体の検討状況を踏まえつつ、国土交通省において検討する。

## (7) 精神文化尊重機能

### ① 機能の概要

- アイヌの精神文化を尊重し、異なる民族の共生という象徴空間の意義についての国民の理解を促進するための象徴的な施設として、アイヌの伝統的

儀礼、儀式のためにも活用できるような広場等を整備する。

- アイヌの精神文化の尊重という観点から、各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮する。
- 集約に際しては、施設の設置場所に留意するとともに、地元の理解を得るよう努めるほか、集約した人骨については、アイヌの人々の理解を得つつ、アイヌの歴史を解明するための研究に寄与することを可能とする。

## ② 今後の検討の在り方

- 現在、人骨の返還や集約の進め方の検討を行うため、文部科学省において、大学等におけるアイヌの人骨の保管状況等を調査しているところ。
- これと並行しつつ、調査後の人骨の返還に向けた進め方等に関する検討を速やかに進めるとともに、関係者の理解を得ながら、尊厳ある慰霊が可能となるよう、象徴空間での集約施設の在り方、慰霊への配慮の在り方、研究との関係等を検討・整理する。

## (8) 留意事項

- 象徴空間の各機能の展開に当たっては、ポロト湖（アイヌ語で「大きい湖・沼」を意味する。）及びポイント沼（アイヌ語で「小さい湖・沼」を意味する。）が母子の涙からできたとの伝承を踏まえるなど、全体としての物語性にも配慮する。
- 北海道内外の各地で行われている文化伝承、人材育成の取組については、引き続き継続して、アイヌ文化伝承のすそ野の拡大を図る。
- 現在、白老地域で実施されているアイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業（以下「イオル再生事業」という。）については、象徴空間の取組として継承及び再編を行う。また、白老以外の地域で行われるイオル再生事業については、象徴空間の取組との役割分担等を勘案して、有機的な連携の確保を図るため、これまでの実績を踏まえつつ、中期的な観点から検討を行う。

## 5. 象徴空間の範囲

- 象徴空間は、①中核区域及び②関連区域で構成する。

### (1) 中核区域

- 中核区域は、文化施設（博物館等）を核として、公園的土地利用がなされるべき一体の区域とする。
- 中核区域では、ポロト湖畔全域とともに、隣接するポロト自然休養林（国有林）の一部を活用して様々な取組を展開する。



図2：ポロト湖畔周辺図

### (2) 関連区域

- 関連区域は、中核区域の周辺にあって、豊かな自然に極力人為を加えずに、文化伝承活動、体験交流活動等の取組を実施する区域とする。
- 関連区域は、現在白老地域イオル再生事業が実施されている箇所を中心に、当面、次の7地区から構成する。なお、地区の範囲は、おおむねのものである。

#### ① ポロト森林地区

- ポロト自然休養林（国有林）。
- アイヌ文化伝承等に必要となる樹木の栽培及び採取をはじめ、文化伝承活動、体験交流活動等を実施。

- 地区内のポロトの森キャンプ場（白老町営）により、アウトドア活動の場を合わせて提供。

## ② 森野地区

- 白老町森野地区でのイオル再生事業実施区域。
- アイヌ文化伝承等に必要となる樹木及び雑穀の栽培及び採取をはじめ、文化伝承活動、体験交流活動等を実施。

## ③ 仙台藩陣屋地区

- 国史跡仙台藩白老陣屋跡でのイオル再生事業実施区域。
- アイヌ文化伝承等に必要となる植物の栽培及び採取をはじめ、文化伝承活動、体験交流活動等を実施。

## ④ ヨコスト湿原・海岸地区

- ヨコスト湿原及びヨコスト海岸。
- アイヌの伝統的海浜植物等に関する文化伝承活動、体験交流活動等を実施。

## ⑤ 白老港地区

- 白老港港湾区域内の一部地域。
- アイヌの伝統的漁法、儀式、食文化等に関する文化伝承活動、体験交流活動等を実施。

## ⑥ ポロト周辺河川地区

- ポロト湖周辺の河川流域。
- アイヌの伝統的漁法、儀式、食文化等に関する文化伝承活動、体験交流活動等を実施。

## ⑦ ポント沼地区

- ポント沼周辺。
- 豊かな自然を活用して、アイヌ文化の理解促進等への活用を検討。

## ⑧ 遺骨関連地区

- 大学等に保管されているアイヌの人骨のうち、遺族等への返還の目途が立たないものを集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮するための施設の設置する地区。
- 当該地区の位置、範囲等については、別途検討。

### (3) 他の法制度等との関係

- 中核区域及び関連区域における文化伝承活動、体験交流活動等の実施に当たっては、現行法令の範囲内で、それぞれ関係管理者との所要の協議調整手続を経ることを基本とする。

- なお、これらの活動等の実施に当たり、具体的な支障が生じる場合には、所要の措置を検討する。

#### (4) 備考

- 白老町内及び周辺市町村には、上記に掲げるもののほか、各種アイヌ関連史跡、施設等が存在しており、象徴空間の管理運営に当たっては、これら関連史跡、施設等や、白老町内及び周辺市町村における各種観光資源等との一体的な紹介等、有機的な連携に十分配慮するものとする。
- 今後、文化伝承活動、体験交流活動等の具体的な在り方等について検討する過程において、中核区域及び関連区域の構成を変更することがあり得る。

## 6. 中核区域の整備に関する方向性

### (1) ポロト湖畔のゾーニング

- ポロト湖畔の東側に「伝統」、西側に「現代」を体現し、それらが中央で融合することにより、民族共生の理念を象徴するとのコンセプトの下、ポロト湖畔に、①中央広場ゾーン、②博物館ゾーン及び③体験・交流ゾーンの3つのゾーンを設定する。



図3：ポロト湖畔のゾーニングイメージ

#### ① 中央広場ゾーン

- 象徴空間への玄関口（エントランス）として、来訪者が、ポロト湖やポロト自然休養林の美しい景観、豊かな自然を体感できるような場とする。
- アイヌの人々が舞踊、伝統的儀礼や儀式等を行うことができるような場とするとともに、国内外の来訪者を歓迎し、交流できるような場とする。
- 象徴空間内の施設、活動等に関するガイダンスや、各地域のアイヌ文化振興等の取組に関する情報、広域的な観光情報等を提供する。

#### ② 博物館ゾーン

- 博物館を中心として、アイヌの歴史、文化等を総合的、一体的に展示する。
- 実践的な調査研究、伝承者等の人材育成を併せて実施する。
- ポロト湖等の美しい景観や豊かな自然を活用した憩いの場等を提供する。

#### ③ 体験・交流ゾーン

- 伝統的なアイヌの集落であるコタンの姿を再現する。
- アイヌ文化の伝承活動や体験学習活動等の場、国内外の文化との交流の場等として活用する。

## (2) ポロト湖畔における主な施設

- 象徴空間に求められる機能を果たすため、次に掲げる施設を整備する。なお、これらは、主なものを例示したものであって、今後、文化伝承活動、体験交流活動等を含む具体的な検討を進める過程において、整備される施設、機能、配置箇所等を再検討することがある。

### ① 中央広場ゾーン

#### (ア) 中央広場

- 中央広場は、ポロト湖等の美しい景観等を体感でき、アイヌの人々が舞踊、伝統的儀礼や儀式等を行うことができるとともに、国内外の来訪者を歓迎し、交流できるような広場とする。

#### (イ) エントランス等

- 中央広場ゾーンに入口（エントランス）を設けることを基本とし、詳細については今後検討する。

### ② 博物館ゾーン

#### (ア) 博物館

- 主として、展示・調査研究機能を担う。
- 展示・調査研究機能を含む博物館の在り方については、文化庁が設置した『民族共生の象徴となる空間』における博物館の整備・運営に関する調査検討委員会において検討し、平成 25 年夏を目途に、博物館に係る「基本構想」について一定の結論を得る。

#### (イ) 工房群

- 主として、文化伝承・人材育成機能及び体験交流機能を担う。
- 民芸品の伝承・制作活動、口承文芸の伝承活動等を実施できるようにするとともに、来訪者がその様子を見学又は体験できるようにする。

### ③ 体験・交流ゾーン

#### (ア) 伝統的コタン

- 主として、文化伝承・人材育成機能及び体験交流機能を担う。
- 伝統的家屋（チセ等）、畑、チャシ等を再現するとともに、漁労や農耕に関連した野外展示を行い、空間として伝統的なコタンを実感できるようにする。

#### (イ) 体験交流施設

- 修学旅行生をはじめとする団体旅行者を主たる対象とした体験交流活動を実施できるようにする。

#### ④ その他の施設、留意事項等

##### (ア) 多目的ホール等

- 多目的ホール（冬期間における舞踊等の公演、シンポジウム開催等に利用）や会議室（国際会議等の開催、研修等に利用）等の施設を整備する。

##### (イ) 駐車場

- 現行の（財）アイヌ民族博物館の駐車場の活用を基本とし、今後、来訪者需要予測等に応じて、所要のスペースを確保することが必要である。

##### (ウ) 休憩施設等

- 休憩施設、売店、情報案内・情報発信等の利用者へのサービス提供等に係る施設を整備する。

##### (エ) 交通アクセス

- JR白老駅及び白老町道公園通線からのアクセスの改善等について検討を進める。

#### (3) ポロト湖畔における既存施設の取扱い

- 象徴空間の整備に伴う、（財）アイヌ民族博物館をはじめとするポロト湖畔における既存施設の取扱いについては、別途、地元関係者と所要の調整を進める。

#### (4) ポロト自然休養林部分の活用

- ポロト自然休養林の活用については、次のような点に配慮するものとする。
  - 既存の遊歩道等を活用しつつ、ポロト湖の周遊性に配慮したコース設定、チセを模したあずまや等の休憩施設の設置等を検討する。
  - 文化伝承活動、体験交流活動等で自然の中で培われたアイヌの自然観や世界観を学ぶことができるよう工夫する。
- 象徴空間におけるポロト自然休養林の整備、管理運営等の在り方については、後述の整備手法の検討等と併せて、関係省庁において検討、調整するものとする。

#### (5) 整備手法の在り方等

- 中核区域の具体的な整備手法の在り方については、管理運営手法の在り方等の論点に留意しつつ、内閣官房その他の関係者で検討、調整の上、平成25年度中を目途に一定の結論を得る。
- なお、整備に際しては、次の点に留意する。
  - 中核区域を含む象徴空間全域を通じて、展示、案内板、表示板等における

アイヌ語での表記その他アイヌの精神文化や自然観を尊重したデザイン等に配慮する。

- 建物は、スカイラインを考慮した低層とすることを基本とする。
  - 周辺地域との一体性の確保に配慮する。
  - 各ゾーンでは、当該ゾーンで行われる文化伝承、体験交流活動等を念頭に、関連した有用植物を育成して、文化伝承、体験交流活動等との一体的な解説を可能とするなどの工夫を行う。
  - 来訪者に対する全天候的な対応、修学旅行生をはじめとする団体旅行者への対応等に必要な動線、スペースの確保に配慮する。
- 現行の（財）アイヌ民族博物館は、中核区域の供用開始までの間、整備に支障のない範囲内で、可能な限り従前どおり営業を継続できるよう配慮する。

## 7. 中核区域の管理運営に関する方向性

### (1) 管理運営手法の在り方

- 中核区域の管理運営手法については、次の論点に留意しつつ、内閣官房その他の関係者で検討の上、平成25年度中を目途に一定の結論を得る。
  - 象徴空間の管理運営に係るアイヌの人々の参画の在り方
  - 象徴空間内における各施設の管理運営との整合性、一体性の確保
  - 国及び地方公共団体の関与及び費用負担の在り方
  - (財)アイヌ民族博物館の在り方
- 関連区域については、当面、当該区域に係る公物管理者が通常の公物管理を行い、文化伝承活動、体験交流活動等を実施する各主体がそれぞれ各公物管理者との所要の調整手続を経ることを基本として想定する。

### (2) 留意事項

- 現在、白老町ポロト湖畔において、文化伝承活動、体験交流活動等を積極的に実施している(財)アイヌ民族博物館については、同博物館の人材及び知見を象徴空間の管理運営に最大限活用するものとする。
- 白老町ポロト湖及びその周辺は、現在、(財)アイヌ民族博物館の有料区域を除き、自由に立ち入り可能な空間として、散策や多様なレジャー(ワカサギ釣り、スケート等)に利用されていることから、象徴空間の管理運営に当たっては、近隣住民をはじめとする従来の利用者、利用方法に対しても十分配慮するものとする。

## 8. 象徴空間に係る理解の促進

- この象徴空間基本構想は、内閣官房アイヌ総合政策室のホームページ等で公表する。また、関係機関の協力、連携の下、アイヌの人々を含む国民に対する説明会の開催等を通じ、象徴空間に係る理解の促進を図る。
- これに加えて、内閣官房アイヌ総合政策室のホームページにおいて、象徴空間に関する特設ページを遅滞なく開設し、国内外の人々の理解の促進を図る。
- 前述のとおり、今後、更なる具体的検討の進展に応じて、また、国民からの意見等を踏まえ、この基本構想を随時改定するものとする。

## 9. 今後の検討に当たって

- 象徴空間に係る検討・準備体制の整備も含めた、国と関係地方公共団体（北海道及び白老町）その他の関係団体の連携・協力を一層強化する。